

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年6月5日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治港富田地区警備保安事業

(2) 業務の目的

本事業は、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、今治港富田地区の警備の実施及び埠頭保安機械設備の更新を行うものである。

(3) 業務内容

今治港富田地区警備保安事業 募集要項（以下募集要項）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和20年3月31日まで

2 提案上限金額

896,683,887円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、全体事業費の金額が、**提案上限金額**を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たす単独の法人（応募法人）又は複数の法人で構成されるグループ（応募グループ）とし、個人での応募は認めないものとします。

また、応募グループの場合、構成員の中から代表企業を定め、必ず当該代表企業が応募手続きを行うこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集の公告日から優先交渉権者決定の日までの間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要項第18号)の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規程による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規程による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。また、それらに該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (6) 事業の実施にあたり必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。
- (7) 本事業の統括管理責任者は、応募法人又は代表企業から選任するものとし、同責任者は、公共施設等の警備業務の責任者として5年以上の実務経験を有し、本事業に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有すること。
- (8) 市が、本事業について事業者選定支援業務を委託している株式会社いよぎん地域経済研究センター、株式会社いよぎん地域経済研究センターが同業務の一部を委託している渥美坂井法律事務所弁護士法人及びこれらの企業の子会社又は親会社でないこと。
- (9) 設備更新業務を行う者については、市の建設工事等競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「電気通信」に登録されており、平成27(2015)年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した業務で、電気通信工事として5,000万円以上の施工実績(元請けに限る)を有していること(公共工事に限る)。
- (10) 警備業務を行う者については、市の建設工事等競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「施設警備業」及び「機械警備業」に登録されており、平成27(2015)年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した業務で、公共施設に関する1年以上の警備業務の実績を有していること。

5 担当部署

今治市 建設部 建設政策局 港湾漁港課
〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3階
TEL : 0898-36-1545
E-MAIL : kouwanka@imabari-city.jp

6 事業者選定基準

別紙のとおり

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間
令和8年6月5日(金)から令和8年7月3日(金)午後5時15分まで
- (2) 配布場所及び配布方法

ホームページ (<https://www.city.imabari.ehime.jp/kouwan/>) からダウンロードすることとします。

なお、要求水準書及び付属資料については、保安に係る秘密事項の保全のため、「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に個別に交付します。手続きについては、別紙 募集要項のとおりとします。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和8年6月5日(金)から令和8年7月3日(金)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類及び提出部数

募集要項のとおり

(4) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。)により提出するものとします。

9 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月20日(木)
開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類及び提出部数

募集要項のとおり

(4) 提出方法

提出期間内に、持参により提出してください。

10 選定方法

選定は、今治港富田地区警備保安事業 公募型プロポーザル選定委員会が行い、前記6「事業者選定基準」により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」といいます。)を選定します。

(1) 参加資格要件審査

担当部署において、提案書受付時に提出された資料に基づき、参加資格要件等について、確認、審査を行います。参加資格の確認基準日は、参加表明書の受付締切日とします。

参加資格要件審査において、参加資格要件を満たさない場合は失格とします。

(2) 提案書審査（プレゼンテーション）

参加資格要件審査により選定された者に対し、提案についてのプレゼンテーション等を実施し、別紙「事業者選定基準」で示す評価基準に基づいて評価を行い、契約候補者を選定します。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合でも、今治港富田地区警備保安事業 公募型プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 参加資格要件審査

選定結果を文書により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を、書面（郵送並びにEメール）により通知します。

(2) 提案書審査（プレゼンテーション）

選定結果を文書（郵送並びにEメール）により提案書審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 募集要項等で示した提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 提案された金額が、上限金額を上回る場合

(6) 提案関係書類の作成にあたり、第三者の排他的権利を侵害した場合

(7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。